公文書館の周辺散策

北山 英一

言っても過言ではないだろう。 施設としてすばらしい環境がここにはあると かな思いに駆られる。公文書館にとって文化 代池公園があり、昼の休みに散歩がてら歩い 向こうでは亀が水面から顔をひょいとのぞか しかも閑静な住宅地域である。すぐ隣には万 に子供を乗せて散歩する風景など、実にのど せたりする。また、池の周囲を婦人が乳母車 てみると、池で鴨が悠然と泳いでいる。その 公文書館がある住吉区帝塚山は歴史のある

れている万代池や公文書館のすぐ前を通って について館所蔵の刊行物の中から簡単にご紹 いる熊野街道に感謝して、これらの由来など このようなすばらしい環境をはぐくんでく

万 代 池

> 住吉名勝図会にも万代池が描かれており、ま 考えられ、池中にその名残りか小島が二つあ ともいわれる。また、古墳の周濠だったとも この名が出たといわれ、『千載和歌集』にあ て の浸食谷をせき止めてつくられたものだとい る」とある。今から約二百年前に出版された 物を鎮めるために曼陀羅経をあげたことから 囲約七一○メートル、聖徳太子が池に棲む魔 われており、かうては灌漑池として利用され た、他の刊行物によると、この池は上町台地 る「長居の浦(長居池)」 は万代池のことだ に編入されて住吉区住吉町となったことが判 万代池は「大阪史蹟辞典」によると、 古池龍王碑が建ち、大正十四年に大阪市 (中略) 池のほとりに忠魂碑、整地記念

賑わっていたらしい。そして昭和十五年、住 植えられ、春には実に美しい花を咲かせてい 公園となり、現在では池のまわりに桜の木が 吉村常盤会により大阪市へ管理をまかされて あって、住吉界隈の唯一の遊園地として大変 敷地の中に今の池やブール、食堂、 大正時代には帝塚山共楽園という二万坪の 茶店等が

された街道で、古代の難波津から大和飛鳥へ 平安後期以来、熊野詣での盛行とともに整備 説話が有名となり、小栗街道とも称された。 江戸期には、小栗判官と照手姫の熊野詣での 譜を部分的に引き継いでいるものと思われる。 の道や、平安京と南海道を連絡する官道の系 によると、「和歌山県熊野本宮への参詣道。 熊野街道は「角川日本地名大辞典 (大阪府)

> 平 成 六 年 + 五 月

> > 次

人阪府公文書館発行

目

質料の保存状況……

研修参加の報告------5 所蔵刊行物の紹介………………………6

『大阪府公報』から見た大阪府の行政の歴史………2

公文書館の周辺散策………………………………

徒歩より参れば道遠し、すぐれて山きびし らぬ難路であった」とある。 とあり、この遍路の状態は鎌倉期以降も変わ 「梁鏖秘抄』に「熊野に参らむと思へども、

とはこれらの王子社で熊野権現を遥拝し、ま た休憩所としても利用したという。 社が熊野権現の末社として設けられ、ひとび 江戸期には八軒家浜と呼ばれた)で、終点の 熊野本宮までの道筋にはいわゆる九十九王子 起点は渡辺の津(中央区天満橋京町付近)



街 道

多く参詣し、「大阪史蹟辞典」によると、「京 新宮、那智大社〕巡拝して戻るまで往復百七 から本宮まで七十二里、(中略)三山〔本宮、 熊野へは民衆だけでなく上皇などの皇族も 約三週間を費やしている」。また、参

街道を踏み、また万代池の四季にふれるにつ 今、通勤時にわずかではあるが現在の熊野 詣の規模は一行数十人から数百人におよんだ

になるよう、励まねばと思っている。 れ、この環境にふさわしい充実した公文書館

利用者が公文書館に来るまでの歴史・文化に 境は何物にも代えがたい。 環境づくりは職員や設計業者等の知恵を絞れ 気の中で調査研究等を行う。こういった施設 ふれる「雰囲気づくり」をしてくれる自然環 ば、それ相応のものができるだろう。しかし、 にふさわしい館内部のバード、ソフト両面の 効率よくさがして、それらを落ち着いた雰囲 利用者が公文書館を訪れ、もとめる資料を

府の歴史も探索いただければと思う。 自然、そして歴史豊かな帝塚山を散策し、 み。実に恵まれた環境がここ帝塚山にある。 て資料を見て疲れたら、万代池の公園で一休 野街道を歩きながら公文書館へと入る。そし 電車にゆられて、帝塚山三丁目で降りる。 た公文書館へも是非、足を運んでいただいて、 天王寺から出ている阪堺上町線のチンチン i

【参考資料】

『住吉の史跡』(福西 『財団法人住吉村常盤会のすがた』 茂編集

『大阪春秋』第十、五二、五六号 『新修大阪市史』第一、二巻(大阪市) 『住吉村誌(住吉村常盤会)』 (住吉村常盤会)

『住吉名勝図会』(国書刊行会) |国史大辞典』 (吉川弘文館

(きたやま ひでかず 大阪府公文書館

『大阪府公報』から見た大阪府の行政の歴史

--- 明治期を中心に --- 高倉 史·

現在、『大阪府公報』(以下『公報』と略す)現在、『大阪府公報』(以下『公報』と略す)の間でも、絶え間なく発行されてきまた、下・昭和・平成と時代がかわっても、また、大正・昭和・平成と時代がかわっても、また、大正・昭和・平成と時代がかわっても、また、大阪府が府民に知らせるべき事項を掲載して大阪府が府民に知らせるべき事項を掲載して大阪府が府民に知らせるべき事項を掲載して大阪府が府民に知らせるべき事項を掲載して

であり、当館において最も利用件数が多い資をあり、当館において最も利用件数が多い資料となっています。 また、『公報』には明治期から現在までの府の行政機関としての意思が明確にあらわれていることから、貴重な行が明確にあらわれていることから、貴重な行が明確にあらわれていることから、貴重な行政を制度の変遷、府の行政機関としての意思なり、当館において最も利用件数が多い資料となっています。

料でもあります。

すると表1のようになります。

本の『大阪ホーかいぶず』第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず』第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず」第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず」第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず」第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず」第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず」第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず」第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず」第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず」第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず」第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず」第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず』第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず』第三号(昭和六三年の『大阪ホーかいぶず』第三号(昭和六三年)の『大阪ホーが、『公報』については、当館発行ところで、『公報』については、当館発行ところで、『公報』については、当館発行ところで、『公報』については、当館発行ところで、『公報』については、当館発行ところで、『公報』については、当館発行ところで、『公報』については、当館発行といいます。

『公報』の分類

二一年(一八八八)一月二九日に第一号が発先ほど述べましたように、『公報』は明治

阪朝日新聞大阪毎日新聞ニ登載スルヲ以テ公 年(一八八九)年七月二三日発行の『公報』 号には訓令も掲載されていますが、明治二二 ることになりました。その上、『公報』第 阪日報浪華新聞ニ登載スルヲ以テ公布式ト定 府令告示告論ハ自今大阪府公報ト朝日新聞大 行され、そこにおいて『大阪府令第三号 ることによって、大阪府が行政機関としての 布式トス」と正式に規定されました。さらに 本府府令訓令告示告諭ハ自今大阪府公報ト大 第二三〇号において「大阪府令第五十五号 ム」と規定されました。この府令第三号によっ 示・告論・彙報の五項目を『公報』に掲載す は、明治三三年(一九〇〇)になると彙報 意思を府民に周知したのです。これらを分類 (いほう)という項目が加わります。 このように、明治期では、府令・訓令・告 府令・告示・告論が『公報』に掲載され

		anc, I	
項	B	定	義
府	令	現在の条例	・規則にあたる
M	令	行政機関内部	邪の命令
告	示	法令に基づい の	いて公示するも
告	緰	知事自ら府! を呼びかけた	民に対して注意 たもの
彙	報	職員の懲戒・ 示したもの	や任免などを公

か分類したものが表2です。府令や告示を中示・告谕が、明治期にどれぐらい出されたの次に『公報』に掲載された府令・訓令・告

ると思います。 心に非常に多数のものが出されたことがわか

	府令	訓令	告示	告論
明治20年代	726	476	2154	24
明治30年代	948	421	2367	20
明治40年代	422	137	2411	6

2

さらに、『公報』に掲載された府令・訓令・ 告示・告論が財政、農林水産、土木・保健衛 生などの項目にどれくらい出されたのか分類 したものが表3です。表3によれば、明治期 したものが表3です。表3によれば、明治期 したものが表3です。表3によれば、明治期 を般を通して『公報』には、農林水産、土木、 を設を通して『公報』には、農林水産、土木、 でつて行は、農林水産、財政、教育、土木、 、議会、保健衛生……、明治三〇年代は、 農林水産、財政、、教育、土木、議会、保健衛生……、明治四〇年代は、農林水産、財政、教育、土木、 、議会、保健衛生……、明治三〇年代は、 農林水産、教育、土木、 、議会、保健衛生……という順に 土木、財政、議会、保健衛生……という順に 土木、財政、表3によれば、明治期令・告

内容として、全体的にみると、第一位を占地の高農林水産では牛疫(牛の伝染病)予防に関するもの、財政では地方税に関するもの、財政では地方税に関するもの、財政では地方税に関するもの、対政では地方税に関するもの、対政では地方税に関するもの、利組合や河川に関するもの、保健衛生では水機会では議員選挙に関するもの、保健衛生では水機会では議員選挙に関するもの、保健衛生では大機会に関するものが、それぞれ多く出されています。

それでは、これらの中から、教育・土木・

みましょう。 三○・四○年代の大阪府の行政の歴史をみて保健衛生の項目をとりあげて明治二○年代、

一明治二〇年代

一 大阪府をとりまく状況

明治二一年(一八八八)年四月二五日、市明治二一年(一八九八)年四月二五日、市明治二一年(一八九八)年四月二五日、市明治二一年(一八九八)年四月二五日、市町村に町村制(法律第一号)が公布され、翌二年四月に施行されました。市制・町村制(法律第一号)が公布され、翌二年四月に施行されました。市制・町村制(法律第一号)が公布され、翌二年四月に施行されました。市制・町村制(法律第一号)が公布され、翌二年四月に施行されました。市制・町村制(法律第一号)が公布され、翌二年四月二年(一八九八)年四月二五日、市明治二一年(一八九八)年四月二五日、市明治二一年(一八九八)年四月二五日、市明治二一年(一八九八)年四月二五日、市

明治二七年(一八九四)八月一日、日清戦 明治二七年(一八九四)八月一日、日清戦 中が起こりましたが、戦後、政府は、法律第 後経営を急速に実行しました。そのため国家後経営を急速に実行しました。そのため国家 (一八九六) 三月二八日に営業税法(法律第 (一八九四) 八月一日、日清戦 明治二七年(一八九四) 八月一日、日清戦 (一八九四) 八月二十日、日清戦 (一八九四) 八月一日、日清戦 (一八九四) 八月一日、日清戦 (一八九四) 八月一日、日清戦 (一八九四) 八月一日、日清戦 (一八九四) 八月一日、日清戦 (一八九四) 八月一日、日清戦 (一八九四) 八月二十日、日清戦 (一八九四) 八月二十日 (一八九四) 八月二十日 (一八九四) 八月二十日 (一八九四) 八月二十日 (一八九四) (一八九四) 八月二十日 (一八九四) (一八五四) (一八五

このような政府の方針にしたがって、府県や高大のような政府は、教育・土木・保健衛生をするため、政府は、教育・土木・保健衛生をするため、政府は、教育・土木・保健衛生をに巨額の経費を必要としたので、これに対処に巨額の経費を必要としたので、これに対処に巨額の経費を必要としたので、これに対処に回額の経費を必要としたので、これに対処に回るのような政府の方針にしたがって、府県

れます。 生に関するものが多くなっているように思わ合・訓令・告示・告論も教育・土木・保健衛点がおかれたため、『公報』に掲載される府点がおかれたため、『公報』に掲載される府や市町村の行政は教育・土木・保健衛生に重

みましょう。

(2) 教育

せることにありました。

せることにありました。

は、明治一九年(一人八六)に公布された「小学校令」の諸規定の不備を補正することと、先ほど述べましたの不備を補正することと、先ほど述べましたの不備を補正することと、先ほど述べましたの不備を補正することと、先ほど述べましたの不備を補正することと、先ほど述べました。

れています。学校教則大綱」(文部省令第一一号)が出さ学校教則大綱」(文部省令第一一号)が出さ治二四年(一八九一)年一一月一七日に「小また、この小学校令の改正に基づいて、明また、この小学校令の改正に基づいて、明

とも掲載されています。

大阪府では、明治二十三年勅令第二百一条にわたって規定しました。その他、補習一条にわたって規定しました。その他、補習一条にわたって規定しました。その他、補習一条にわたって規定しました。そして、同年七月施行ス」としております。そして、同年七月を行の『公報』第三一号において、「大阪府令第四十一号 明治二十三年勅令第二百「大阪府令第九号 明治二十三年勅令第二百「大阪府令第九号 明治二十三年勅令第二百「大阪府令第九号 明治二十三年勅令第二百大阪府では、明治二五年(一八九二)三月大阪府では、明治二五年(一八九二)三月

· 土 木

明治一八年(一八八五)と三三年(二八八

われました。
動が展開され、国に対しても陳情・請願が行動が展開され、国に対しても陳情・請願が行為域一帯の府県をあげて根本的な淀川改良連帯を襲いました。そこで、大阪府だけでなく、力)に淀川が大洪水を起こし、濁流が流域一

として制度化されました。合条例(法律第四六号)によって、特殊法人水利組合が、明治二三年六月二一日の水利組とづく不可欠な共同団体として成長してきたとする、従来、地方住民の生産上の要請にもまた、従来、地方住民の生産上の要請にも

保健衛生

す。このコレラのような伝染病の流行をどます。このコレラのような伝染病の流行をどいすが再び大流行し、それが二九年まで続きいすが再び大流行し、明治一○年代に流行したコ明治二三年に、明治一○年代に流行したコ

によって、府民に注意を促したのです。 三年八月二二日、第七〇九号)といった府令諸届等其所管ノ支部へ差出スヘシ」(明治二条該支部設置ノ地ニ於テハ虎列拉病予防本部ヲ置生候ニ付今般当庁内ニ虎列拉病予防本部ヲ置生候ニ付今般当庁内ニ虎列拉病予防本部ヲ置「大阪府令第四十五号」府下虎列拉病漸次発「大阪府令第四十五号」府下虎列拉病漸次発「大阪府令第四十五号」府下虎列拉病漸次発によって、府民に注意を促したのです。

三 明治三〇・四〇年代

(1) 大阪府をとりまく状況

て公布された獣疫予防法・河川法・砂防法・明治二九年(一八九六)から三〇年にかけ

そう整備する必要がありました。任された事務を遂行するため、府県制をいっれましたが、これらの法令によって府県に委伝染病予防法などによって内政の整備が図ら

は、 の令により委任された事務を処理する団体と の令により委任された事務を処理する団体と はした。これにより大阪府は明文上はっきり ました。これにより大阪府は明文上はっきり ました。これにより大阪府は明文上はっきり ました。これにより大阪府は明文上はっきり をした法人格をもち、公共事務ならびに法律 をったのです。

明治三七年(一九〇四)二月一〇日に日露明治三七年(一九〇四)二月一〇日に日露の発達に応じて地方の各種の行政や施設を急いでした。大阪府の行政も二〇年代に地方経営の再興と拡張が盛んに行われたので地方経営の再興と拡張が盛んに行われたので地方経営の再興と拡張が盛んに行われたのでの発達に応じて地方の各種の行政や施設を急い。

制(一〇月一日施行)を公布しました。明治四〇年代にはいると、アメリカに起き明治四〇年代にはいると、アメリカに起き、明治四〇年代にはいると、アメリカに起き明治四〇年代にはいると、アメリカに起き明治四〇年代にはいると、アメリカに起き明治四〇年代にはいると、アメリカに起き

きあがったのです。これによって戦前の地方制度の基本構造がでの事務委任規定を拡充したものです。また、を拡大・強化するとともに、国から市町村へを拡大・強化するとと

みてみましょう。 それでは、教育・土木・保健衛生について

(2) 對 当

日清戦争後の産業の成長にともなって要請日清戦争後の産業の成長にともなって要請日清戦争後の産業の成長にともなって要請された国民教育および実業教育の整備充実のされた国民教育および実業教育の整備充実のされた国民教育および実業教育の整備充実のされた国民教育および実業教育の整備充実のされた国民教育および実業教育の整備充実のされた国民教育および実業教育の整備充実のされた国民教育および実業教育の整備充実のされた国民教育および実業教育の整備充実のされた国民教育という。

四○年代にはいると、四○年(一九○七)を明らかにしました。このため、『公報』の臨時府会で府立中学校、高等女学校の新おのの臨時府会で府立中学校、高等女学校の新おののにしました。このため、『公報』の臨時府会で府立中学校、高等女学校の新が教育一○ケ年計画を作成し、同年二月二六

四○年代にはいると、四○年(一九○七)四○年代にはいると、四○年代にはそれに東熊をもたらし、校舎の増改築や新築が行わから急増したため、校舎がせまくなるというから急増したため、校舎が選まる日本のの一年四月二号)、小学校の修業年限が四年から六年に月二○日に小学校令が改正され(勅令第五四一年代にはいると、四○年(一九○七)

(3)

に完成しました。に完成しました。

月台三〇月 保健衛生

明治三〇年(一八九七)四月一日に、伝染明治三〇年(一八九七)四月一日に、伝染明治三〇年(一八九七)四月一日に、伝染明治三〇年(一八九七)四月一日に、伝染明治三〇年(一八九七)四月一日に、伝染明治三〇年(一八九七)四月一日に、伝染明治三〇年(一八九七)四月一日に、伝染

おります。 掲載することによって、府民に注意を促して衛生に関するものを、二〇年代に続いて多くのため、大阪府は、『公報』の中で保健

らわれているのではないかと思われます。則して出されているため、府の行政方針もあ概されています。また、それらは府の行政に関する数多くの府令・訓令・告示・告論が掲関する数多くの府令・訓令・告示・告論が掲別とのべましたように、明治期の『公報』以上のべましたように、明治期の『公報』

表 3

【参考文献】

治三六年四月、昭和四五年四月復刻)『大阪府誌』第一編~第四編(思文閣、

明

- 『大阪府教育百年史』第一巻概説編(大阪月) 『大阪府百年史』(大阪府、昭和四三年六
- 敬文堂、平成六年六月)『日本近代国家と地方統治』(山中永之佑、

木

土

明治20年代

明治30年代

明治40年代

府令

22

47

15

訓令

76

42

16

告示

191

210

253

府教育委員会、昭和四八年三月)

(たかくら ふみと 大阪府公文書館)

農林水産	府令	訓令	告示	告給	商工業	府令	訓令	告示	告給
明治20年代	326	25	780	10	明治20年代	31	11	15	4
明治30年代	276	41	629	3	明治30年代	39	12	90	2
明治40年代	86	19	1082	2	明治40年代	20	3	62	2

告論

1

0

0

警

明治20年代

明治30年代

明治40年代

察

府令

48

31

5

訓令

19

10

6

告示

79

83

76

告論

1

0

0

教	育	府令	訓令	告示	告論
明治20	年代	87	45	179	3
明治30	年代	245	95	514	1
明治40	年代	161	28	510	0

保健衛生	府令	訓令	告示	告論
明治20年代	6	56	123	1
明治30年代	35	25	130	Q
明治40年代	10	2	77	0

交 通	府令	訓令	告示	告論
明治20年代	29	20	58	1
明治30年代	36	7	70	0
明治40年代	12	5	35	2

財 政	府令	訓令	告示	告諭
明治20年代	132	105	341	1
明治30年代	165	62	193	3
明治40年代	77-	7	97	0

軍	隊	府令	訓令	告示	告論
明治20	0年代	8	77	84	0
明治3	0年代	7	37	91	2
明治40	0年代	1	19	14	0

議会	府令	訓令	告示	告論
明治20年代	0	1	190	0
明治30年代	10	11	184	0
明治40年代	6	2	107	0

役	所	府令	訓令	告示	告論
明治20	0年代	21	16	21	0
明治30	0年代	21	15	46	0
明治4	0年代	9	9	59	0

その他	府令	訓令	告示	告論
明治20年代	16	25	93	2
明治30年代	36	64	127	9
明治40年代	20	21	39	0

平成6年度史料管理学研修会

律問題/史料の利用と普及活動

◇前期第2・3週◇記録史料論

(司法の史料) /史料論特論

講義内容(後期課程)

史料調査論

紀録管理論

るようです

準と共通 来的には

の

定の 理念を

史料管理プログラムの設計

官公庁文書の評価と移管

埼玉県立文書館における史料管理

史料整理と目録編成の理論

近世史料の整理と目録編成Ⅰ

近世史料の整理と目録編成Ⅱ

近代史料の整理と目録編成

文書館とコンピュータ

地域史料の収集と受入

史料管理学特別講義

L

を現行して

◇前期第1週◇文書館総論

研 修 参 加 0 報 生.

主

平

本年度は後期課程に参加させていただきま Ö 史料管理学研修会 年度 Ō 一研修会は、 前期課程を受講した国立史料館主 記録史料を取 (長期研修) り扱う必要の の継続で、

研修の参加記として、 設定などでカバーして下さいました。 連分野の講義が集中されています。 後期課程に履修済の重複講義が集中したこと 年度からの継続組は私を含めて七名おり、 まず全体の 研修会の内容の全部にわたって御紹 に少し残念でしたが、 カリ 点を述べておきたいと思 丰 限りもありできませんが æ, 感想も含めて印象に残 ラムを見ますと、 補講や見学の あいにく 昨 Ļ١ ŧ

属

◇前期第4週◇研修レポートの指導と作成

文書館の歴史/現代の文書館とアーキビス

トの役割/地域社会と文書館/文書館の法

記録史料論総論/情報とコミュニケーショ

ン/組織体と記録/古代中世史料論/近世

史料論 I (総論・幕藩寺社の史料)/近世

史料論Ⅱ(村の史料)/近世史料論Ⅲ(町 の史料) / 近現代史料論 I (行政の史料)

「近現代史料論Ⅱ(個人の史料)/近現代

史料論Ⅲ(民間の史料)/近現代史料論Ⅳ

<前期課程:1994年7月4日~7月29日>

◆後期第1週◆記録史料管理論(1)-総論及び調査収集論

前期課程内容

[参考]

催 成 / 六 五 年 文 度 学 史 硏 料 (長期 究 管 資 理 (後期) 料 学 館 史 研 課 料 佫 程 館 会

流れ上、 テーマを設定したことで、 引き続き後期課程を受講することによって実 きるのではないかと思います。 水準というものが、 度までに比 義に終始したのではないかと想像されます 総論→記録史料論→記録史料管理論〕 れは前後期を通して受講するという前提で |達点の見えていない日本の史料管理の研究 を意識することができますし、 全体像の 成に再 前期はいわ 中での今聞いている講義の位置づ 編されていると思 べると非常に意味付け 出 場 玉県立文書館 場 玉県立文書館 作 福短期大学教授・史料館 混乱することなく理解で ゆる史料論の範囲 受講生はあらか 質的に消化される います。 ただ の明確に 現在はまだ 〔文書館 とい での なっ

学に強い関心をもつ大学院生等を対象として

講義のカリキュラムは今年度から大

る機関に従事している者、

お

よび史料管理

줿 け

幅に再編成され、一

週間毎の

テーマ設定で関

ます。

のではないでし

客員教授 総論が展開され 記録史料管理論の が、 後 崩第 管理 で

史料館助教授

史料館助教授

史料館助教授

史料館教授

同

司 助手

助教授

神戸商科大学教授

助教授

縟

史料館教授

史料館助手

山口県文書館

鰤

あふれんつ研究所代表

所

では 難さと必要性を 付けすることの を標準化して定義 ジをともなう業務 そらく現状では、 時に感じます。 いう実務的なイメー 記録管理業務と Ø 似通 は多くの機関 たったシ ス 困 主

安藤

大友

安藤

大友

福田

鈴江

周防

шΞ

正人

---雄

正人

---遊

干額

英一

節雄

講師名

英

酒

宗久

浩文

勝美

久夫

昭

鈴江

渡辺

作山

戸島

新井

白田

馬淵

うに思えます。 踏まえたうえでのガイドラインの提示が としては必要だと思いますし、 があればこそ各々の

場で活発にでき、 小集団教育 で受講していない「史料の利用と普及活動 (丑木幸男)」 (鈴江英一)」 (山田哲好) 討とともに再認識しました。 継続組は重複講義の時間を利用して、 第二週目 また、 保存機関はこれからますます力を注が **にばならないということを、** のノウハウの検討ですが、 利用につなげる普及のための試行 Ø は の3補講をしていただきました。 「近現代史料論Ⅱ 「近現代史料論Ⅰ メリットである相互討議がこの 整理 印象に残る講義となりまし 記述論 Ł (民間 具体的処方の いう具 原史料を保存 昨年 の史料 の史料 前期 から

な層をターゲッ として必要な情報 とと同時に、 できるためには、 を臨機応変に提供 して護るというこ 様

替化などにお 検索利用機器をは 最新技術の間接的 め複製利用や代 いて

哲好 こうい Ø ķ١ 将来的な利用上 ことなく開発され されるところです。 な導入が今後期待 有効性という点で がそれぞれ つ導入してい いくものですし にとって妥当で は日々留まる った新し 0

◆後期第2週◆記録史料管理論(2)-整理記述論

関

あ

独自性が活きてくる そういった標 論

情報

◆後期第3週◆記録史料管理論(3)-保存管理論 青木

文書館における史料保存活 動 史料館助手 東京国立文化財研究所 増田 勝彦 史料の保存環境と劣化損傷

要因 勇 東京修復保存センター 坂本 代表 東京芸術大学美術学部 講師 稲葉 政満

史料の劣化損傷の予防 劣化損傷史料の保存條復Ⅰ

劣化損傷史料の保存修復Ⅱ

睦 史料館助手 宇佐見直八 ㈱字佐見松鶴堂 宇佐見直秀 同 ±. 同 田中 保 腾彦·坂本 勇・稲葉 增田 公明

マイクロ写真の利用 文書館の災害対策

大阪ビジュアル•コミュニケーション専門学校長 小川雄二郎 都市防災研究所

◆後期第4週◆研修レポートの指導と作成

<後期課程:1994年8月29日~9月22日>

ません。 るのかどうか、 第三週はモノとしての史料の 心は不可欠になりそうです。 今後ますます新分野へ 判断していかなければ 保存に焦点を の文書館員 なり

今後の発展に期待するとともに、 とをまじえて簡単に御紹介いたしました。 できませんでしたが、 て踏まえておかなければならない保存科学 保護業務と、 話を下さいました先生方をはじ できればと思います。 解と計画と実行が相乗効果を持つように回 てた講義が設定されました。 Ü 各講義の詳細にまでは触 相互に関連性をもってくる分野です。 喜 それにかかわる職員が知識とし この史料館主催の長期研修 研修を受けて考えたこ より実務的な いろいろ御 れ ることは 史料館

転

正子 大阪府公文書館 Ø

皆様にお礼申し上げま

金山

近代大阪の歴史的展開	吉川弘文館	昭51
熊取町史 史料編 1	触取町	平2
熊取の歴史	熊取町教育委員会	昭61
粉濱村誌	粉濱村誌編纂委員会	图 2
四條畷市史 1~3	四條畷市役所	昭47~58
島本町史 史料編	島本町役場	昭51
写真集おおさか 100 年	サンケイ新聞社	昭62
昭和大阪市史 1~8, 続編1~8	大阪市役所	昭26~44
新修大阪市史 1~5,7,8	大阪市	昭63~平 6
吹田市史 1~8	吹田市役所	昭49~平2
吹田の歴史 1~3	吹田市	昭47~50
図説大阪府の歴史	河出書房新社	平2
住吉区誌:分区十周年記念	住吉区分区十周年記念事業委員会	昭28
住吉村誌	住吉村常盤会	昭 2
摂津市史 本編,史料編1~4	摂津市役所	昭52~59
泉南市史 史料編,通史編	泉南市	昭57, 62
泉南市史紀要 2~4,6	泉南市役所	昭51~53
統 東区史 1~3,追録,別卷	大阪市東区史刊行委員会	№54~56
大東市史	大東市教育委員会	昭48
大東市史 近現代編,史料編1~2	大東市教育委員会	昭55~平1
高機市史 1~2, 4~5	高槻市役所	昭49~59
千旱赤阪村誌 資料編,本文編	千早赤阪村役場	昭51, 55
天王寺村誌 復刻版	新和出版社(天王寺村公祠会)	昭51
豊中市史 1~2, 4	豊中市役所	昭34~38
豊能町史 史料編,本文編	豊能町	昭59, 62
富田林市史 1, 4~5	富田林市役所	昭47, 48, 60
浪連区50年のながれ	設速区制50周年記念事業実行委員会	昭50
難波大阪 全3巻	講談社	昭50
西成郡史	名著出版	昭47
寝屋川市誌	寝屋川市役所	昭41
寝屋川市史 2,8	寝屋川市	平3.5
能勢町史 3~5	能勢町	昭50, 56, 60
羽曳野史 1~5 (羽曳野市史編纂紀要)	羽曳野市史編纂室	昭51~55
羽曳野市史 4~6,史料編別巻	羽曳野市	昭56~60
阪南町史 上,下	阪南町役場	昭52, 58
東大阪市史 近代1,史料編近代1~2	東大阪市	昭48, 57, 63
東大阪のあゆみ:東大阪市制20間年記念	東大阪市	昭62
東大阪の歴史	松籟社	昭58
ひがしなり:区制50年記念	東成区制50年記念事業実行委員会	昭50
東成郡誌 上。下	名著出版	昭47
百年の大阪 2~4	浪速社	昭42
藤井寺市史 4~7, 9~10	藤井寺市	昭57~平5
ふる里守口を訪ねて	守口市市長室広報公聴課	昭54
松原市史 1,3~5	松原市役所	昭49~60
南区誌 復刻版	新和出版社 (大阪市南区役所)	昭52
箕面の歴史年表	地域歷史民俗考古研究会	昭59
美原町史 2、4	美原町	昭62,平5
美原の歴史 2~4	美原町教育委員会	昭51, 53, 55
明治大正大阪市史 1~8	日本評論社	昭 8 ~10
八尾・柏原の歴史	松籟社	昭59
八尾市史 近代史料編1~3,本文編,文化財編	八尾市役所	昭49~58
八尾の史跡	八尾市教育委員会市史編さん室	₩48
八尾の歴史と文化財	八尾市立歴史民俗資料館	昭62
淀川区の過去・現在および未来	大阪市淀川区役所	昭51

所 蔵 刊 行 物 の 紹 介

一大阪府域の歴史関係図書一

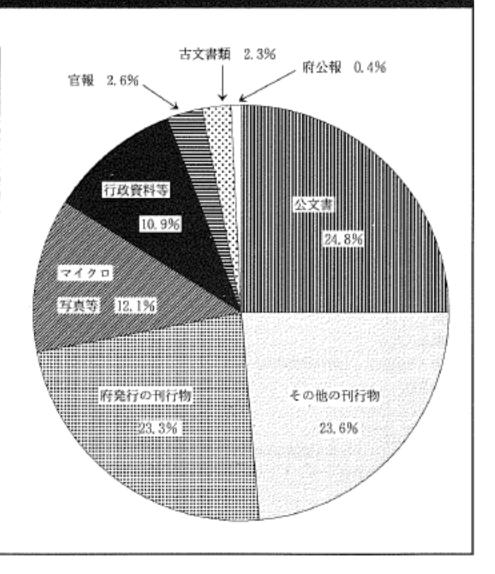
大阪の歴史について興味を持った人が、まず手始めに見る資料にはどのようなものがあるでしょうか。今回は所蔵資料の中で、大阪府域の歴史に関する刊行物 (特定分野の歴史を扱ったものは除く) の主だったものをリストアップしてみました。

刊行物名	発 行 所	発 行 年
池田市史 史料編 6~7.9	池田市役所	昭61~平 4
池田町史 1	池田町	昭14
泉大津市史 2~4	泉大津市	昭58~63
泉佐野市史	泉佐野市役所	昭33
和泉市史 1~2	和泉市役所	昭55
茨木市史	茨木市役所	B2344
江戸堀誌	江戸堀教育会	大14
大阪	至文堂	昭41
大阪近代史話	東方出版	昭60
大阪古地図集成 (大阪建設史夜話)	大阪都市協会	昭55
大阪今昔	鹿島出版会	昭55
大阪今昔:町と人	社会思想社	昭37
大阪春秋 8~74	大阪春秋社	昭50~平6
おおさかタイムトンネル浪速写真館	期興社	昭60
大阪地方の史的研究	被南堂書店	昭55
大阪の研究 1~4	清文堂出版	昭42~45
大阪の歴史	創元社	昭58
大阪の歴史	山川出版社	超44
大阪の歴史 5,7~42	大阪市史料調査会	昭57~平6
大阪の歴史 正・統	大阪府史編集資料室	昭38, 42
大阪の歴史と風土	毎日放送	昭48
大阪百年	毎日新聞社	昭43
大阪百年史	大阪府	昭43
大阪府史 1~7, 別卷	大阪府	昭53~平3
大阪府誌 1~5	思文閣	昭45
大阪府史蹟辞典	清文堂出版	昭61
大阪府全志 1~5, 附図, 索引	清文堂出版 (復刻版)	昭60
大阪府の百年	山川出版社	平 3
大阪府の歴史散歩 上、下	山川出版社	昭58
大阪万華鏡	大阪府	程60
貝塚の歴史と文化	貝塚市教育委員会	平1
柏原市史 1~5	柏原市役所	昭44~57
柏原町史	柏原町史刊行会	昭30
交野市史 交野町略史復刻編	交野市	F\$56
交野市史 自然編、民俗編、考古編	交野市	昭56~平 4
門真市史 1, 2	門真市	昭63,平4
門真市の史跡	門真青年会議所あすなろ 100 実行委員会	昭51
門真町史	門真町役場	昭37
河南町誌 復刻版	河南町役場	昭55
河内長野市史 4~10	河内長野市役所	昭47~58
岸和田市史 1, 5~8	岸和田市	昭51~55
旧清水村独立三百三十周年記念誌	茨木市清水村史編さん委員会	昭60
郷土研究上方 1~11	新和出版	昭44~45
近世大阪地域の史的分析	御茶の水書房	昭55
近世の寝屋川	寝屋川市教育委員会	昭57
近代大阪年表 明治元年~昭和57年	日本放送出版協会	昭58

状 資 料 保 況 の 存

資料の種類	資料点数	
公 文 書	20,824	
府発行の行政刊行物	19,617	
その他の刊行物	19,868	
官報(国会会議録を含む)	2,176	
府 公 報	356	
行政資料・参考資料	9,111	
マイクロフィルム、写真他	10,121	
古文書類(川中家文書他)	1,899	
合 計	83,972	
CHEAL Ich		

(単位は点)



モッピー

なみはど

大阪府公文書館

元大阪府立 看 輝 坦 大

万代池

あらわれていると思われます。

く鳴きはじめ、その数も多いように思われま の木に集まるセミが例年よりも二週間ほど早 の暑さのためか、公文書館の庭にあるケヤキ すね。」が挨拶がわりになっていました。こ

した。ここにも今年の夏が猛暑であった証が

利 用 案

れに伴って、内容も今まで以上に充実させて のが、A4になると4段組みになります。そ

いかねばと思う次第でございます。

▼今年の夏は記録的な猛暑で、毎日「暑いで

はA4サイズでの発行となりました。

以前のB5サイズでは、3段組みだったも

発行の第十五号より、『大阪あーかいぶず』

▼お気付きのことかとは思いますが、今回の

編

集

後

記

H

お

知

6

t

・月曜日~金曜日 ■休館日 **■閲覧時間** 午前9時15分~午後5時

土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日 年末年始(12月28日~1月4日)

毎月末日(土曜日の場合はその前日、 日の場合はその前々日)

お願いします。 だける方はご連絡ください。どうぞよろしく 古文書を、保存しています。寄贈・寄託いた 公文書館では、 府に関する歴史的公文書や

内

版 場 音塚山3丁 燕 上町線 高野線 至・住吉公園 至・高野山 (徒歩3分)

至・輝波 至・天王寺

最寄駅 阪堺電軌上町線希塚由駅3丁目 南海高野镍帝塚山(徒歩6分)

編集発行 大阪府公文書館 平成六年十一月三十日発行 大阪市住吉区帝塚山東二丁目一-四四 〇六十六七五十五五五二 〇六一六七五一五五五二 第十五号

大阪府営印刷所

大阪あーかいぶず